

「生活保護費を下げないよう国に言って」生健会が市議会陳情 市保護課「国が決めたことに意見は言わない」に 自民・公明・ハート・共産・無所属の全会派 「市は国にもものを言え！」

8月23日、市議会保健病院委員会で、生健会北九州市協議会は「生活保護費引き下げ中止を求める国への意見書」を求める陳情を行いました。口頭陳情は八幡生健会の柳田伸さんが行いました。

保護課は「国が定めた基準だ。我々が『基準がどうこう』と言う立場にない」「我々としては、国が決めたことをしっかりやっていく、そのことが自治体の仕事だ」「保護費引き下げ内容を保護者に丁寧に説明し徹底に努める」と答弁しました。

これに対し、議員から批判や意見が相次ぎました。

■共産：「困っている市民が保護費引き下げでさらに困る」「市が『国にどうこう言う立場にない』との答弁は違和感を感じる」「エアコンの電気代も増えるので孫がきた時だけ使用の例もある。夏季加算をすべき。国に要望していただきたい」

■自民：「70才の単身者は71,430円の保護費で、きつい中で生活している。（保護の）現場の声を自治体が国に出すべき。『国が国が』ではなく、北九州市での声を国に反映することだけはやして下さい」

■公明：「猛暑は災害だ。熱中症で（全国では）千人が亡くなっている。国に実態を届け、国に施策を要望していただきたい」

■無所属：「特に母子への影響が大きい。」

これで国民の生活は守れるのか。国に実情を伝え、国に要求していただきたい」

■ハートフル：「これで生活がまもれるのか。自治体から声をあげてほしい」

全会派からの厳しい追及に、保護課長は「保護基準を国が決められているので、私の個人的意見ではできない。私の主観でどうのこうのと言うのは難しい」と意味不明の答弁をし、最後は「大都市の民生主管課長会議で社会保障の改善を要望している」と一般論を述べました。

議事を傍聴した門司・八幡・小倉の生健会員からは「いつも生活保護のことを悪く言う自民党の議員の発言が今日は一番良かったね」。「国が国がという当局に対して、全会派の議員が、『お前らどこの職員か、霞ヶ関じゃないぞ』てな発言ばかりだった。国がひどいことをした時に、役所が市民を守らにやいかん立場なのに、国が決めたからと言うなら、お前ら（職員は）いらんとなってしまう」などの感想が交流されました。



陳情後、感想を交流する八幡・門司・小倉の生健会員の皆さん。左から2人目が柳田さん

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために

<主な日程>
9月21日(金)：生活保護110番
電話：562-3966
9月21日(金)18時：社保協生活保護連絡会
10月3日(水)：小倉生健会合同班会議

市営住宅の保証人、なり手がなく困っていませんか？ 生活保護利用者でも連帯保証人になれます

(問い)年金生活者です。市営住宅が当たり喜んでいましたが連帯保証人がいなくて困っています。連帯保証人の資格は「入居後の住宅使用料等について保証できる確実な所得（入居する方と同程度以上の所得）のあるもの」となっています。私の知り合いは生活に困窮している人が多いため市営住宅の入居をあきらめなければならないのでしょうか。



(答え)会員の出口しげのぶ市会議員に上記の相談が寄せられました。出口市議は相談者に「収入にかかわらず誰でも連帯保証人になれますよ」とアドバイスしました。

相談者は、友人の生活保護利用者の了解を得て保証人として申し込んだところ、「生活保護者は保証人になれません」と断られました。相談者が「議員に聞いたなら誰でも保証人になれる」と言われた」と答えると、住宅供給公社は「ちょっと待って下さい」と言って上司と相談した

あと、「生活保護者も保証人になれます」と答え連帯保証人の手続きができました。

許せません！ 水増し雇用 (投稿) 小倉南区服部拓己さん

「障がいがあっても、働いて自分の力で生活したい」「意欲と能力のある障がい者に就労の機会を保障して」。働く権利を求める障がい者の切実な要望に、長年、政府は「法定雇用率の達成に努める」ことを、ほぼ唯一の施策として回答してきました。

ところが、実際は中央官庁のほとんどが、「障害者」の数を水増ししていました。まるで示し合わせたように。

これは、単に障害者手帳の確認がルーズだったなどという問題ではありません。形だけは障がい者を雇用しているように整えて、その事をながく問題にもしてこなかったのです。率先して障がい者雇用を進め、啓発する

べき官公庁にしてこの始末です。

僕は、生まれつきの手足の障がいに加え、30代から肺機能が低下して就労が難しくなりました。夜は人工呼吸器を使い、日中はヘルパーさんなどから様々な援助を受けながら暮らしています。

「生産性が低いものはまるで価値が無い」かのようなイヤな風潮の中で、このような、障がい者の願いに対する無理解、人権に対する差別的な感覚に心底、寒気を覚えます。

近年、各省庁では、障害者差別禁止法に基づく推進マニュアルが作られています。しかし、こんな事では「絵に描いたモチ」にしかなりません。徹底した究明が必要です。



8月5日、沖縄の辺野古埋め立て土砂搬出反対北九州協議会主催の「稲嶺進(前名護市長)講演会」が開催されました。北九州から埋め立て土砂の35%が搬出される予定です。何としてもやめさせにや。



8月18日「平和のための戦争展」で東京新聞記者の望月衣塑子さんが「安倍

政権とメディア」と題して身振り手振りで、説得力ある分かり安い話をもの凄いパワーで語りました。今後も望月記者の発言に注目です。

「生健会」北九州ブロックが、市長に提出した予算要望書は次のとおりです(一部抜粋)

北九州市長 北橋健治 様

市民が安心して暮らせる住みよい街を
2019年度予算編成に当たっての要望書

2018年8月20日

生活と健康を守る会 北九州ブロック協議会

1、高齢者・障害者のために

- ①一人暮らしの孤独死・孤立死を防ぐため、「いのちをつなぐネットワーク」事業の充実をはかり、地域の見守り対策と孤独死防止対策を充実させてください。
- ②高齢者の社会参加を促進するために、路線バス、JR、モノレールなどで使える敬老無料パス制度をつくってください。減額された敬老祝い金は平成25年以前に戻してください。
- ③高齢者、障害者の熱中症対策のため、エアコン購入、電気代補助など市独自の制度を創設してください。
- ④年長者施設利用証の3割負担を元の無料に戻してください。
- ⑤障害を持つすべての人が地域で生活し、活動できるようグループホーム、ケアホームなどの施設の設置など対策を充実してください。

2、介護保険制度

- ①介護保険料を軽減し、低所得者に対する減免制度の改善をしてください。
- ②低所得の市民も必要な介護サービスを利用できるように、利用料の減免制度をつくってください。利用料の引き上げで負担を増やさないようにしてください。
- ③介護サービス利用を抑制する認定制度を改善し、要支援1, 2該当者のサービスが下げられることのないよう「地域支援事業」を元に戻すように国に要望してください。介護利用者が希望する、家事援助、身体介護援助のサービスを充実させてください。

- ④重度の人ほど高い介護利用料の軽減をしてください。
- ⑤特別養護老人ホーム、養護老人ホームなど低料金で入所出来る施設を増設し、待機者をなくしてください。
- ⑥無年金・低年金など所得が少ないために、保険料を滞納していた要介護者に対してペナルティーを行わないでください。

3、国民健康保険・後期高齢者医療

- ①国保の広域化で保険料の負担が増えないようにしてください。高すぎる保険料は低所得者の生活実態に合わせて引き下げてください。
- ②必要な医療が受けられるように資格証をやめて保険証を交付してください。
- ③医療費窓口一部負担金減免の制度は、所得の低い人が使いやすい制度となるように改善してください。
- ④保険料滞納者の差し押さえを行わないでください。

4、安心できる医療体制

- ①市立病院でも、低所得者で生活に困窮している人に無料・低額診療を実施してください。
- ②子どもの医療費助成制度を拡充し、自己負担額を無くし、中学校卒業までの医療費を無料化してください。
- ③インフルエンザ、肺炎球菌ワクチンの予防接種の無料化をしてください。さしあたって肺炎球菌ワクチンの予防接種料金を減額してください。小児のインフルエンザ予防接種の負担軽減を実施してください。

5、生活保護

- ①2018年10月からの生活保護基準引き下げを行わないように、国に要望してください。
- ②生活保護が市民のセーフティネットであり、利用することは法的権利であることを明確にし、申請書は各福祉事務所のカウンターに置いてください。生活保護の実施にあたっては、申請権、受給権の侵害をしないようにしてください。面接時間を短くしてください。
- ③扶養義務者に対する調査や通知については

扶養することが保護を受ける前提や要件でないことを明らかにし、申請者の同意や家族関係、扶養義務者との関係も十分に配慮し、強要をしないでください。

- ④12カ月ごとの資産申告書の強要はやめてください。申告は資産の変動があったときに限定し、人権侵害の現金の確認や通帳の提出はやめてください。
- ⑤熱中症対策も含めた夏季加算の新設を国に要望してください。必要性、緊急性の観点から北九州市独自で夏季の電気代の補助を創設してください。2018年4月以前のエアコンがない利用者、壊れた利用者にも一時扶助で支給出来るようにしてください。
- ⑥保護申請者の決定までの期間は、法律で定められた14日以内を守ってください。
- ⑦就労指導は、自立助長につながるように、本人の心身状態、適性などに十分配慮し、本人の意思に反した押しつけ・強制にならないよう、丁寧なケースワークでやってください。
- ⑧後発医薬品が体質に合わない人もいるので、後発医薬品使用を強制することはやめてください。
- ⑨「住生活基本計画」に沿った住居を確保できるように住宅扶助を福岡市並みに引き上げてください。共益費、管理費は住宅扶助で支給するよう国に要望してください。
- ⑩介護保険の利用にあたっては抑制することなく、ケアマネジャーの作成したケアプランを尊重してください。
- ⑪自動車の保有、使用の条件を緩和してください。日常生活用具に含まれるバイクについては、基本的に保有が認められていることを周知徹底させてください。
- ⑫生命保険等の給付金、交通事故の慰謝料、年金遡及金などについて自立更生の費用があることを生活保護利用者に周知徹底してください。
- ⑬一人暮らしの保護受給者が死亡したときの家財処分料は、行政が負担してください。
- ⑭一時扶助等の申請時の2社以上の見積書の添付は改善してください。
- ⑮生活保護変更決定通知書を内容がわかりやすいように改善してください。

6、教育・子育て

- ①子どもの権利・人格を保障し、競争教育でなく、発達や能力がのびる教育、30人学級、少人数学級を実施してください。
- ②学校給食は食育としての責任を明確にし、給食



市長への予算要望書を提出
(左は小倉生健会の酒井順子
副会長)市長秘書室にて

- 費を無償にしてください。民間委託はしないで自校方式にしてください。
- ③学童服、水着などを支給してください。就学援助のPTA会費、生徒会費、クラブ活動費を支給してください。
 - ④小中学校にエアコンを普通教室だけでなく、特別教室にも整備してください。
 - ⑤アトピー性皮膚炎、喘息について学校病の対象になるよう国に要請してください。
 - ⑥保育料を軽減し、無認可保育所への助成を増やし、保育を民間任せにすることや儲けの対象にする規制緩和は行なわないようにしてください。
 - ⑦給付型奨学金制度を創設し、無利子奨学金の枠を拡充し、保証人の基準を緩和してください。

7、働く場の確保・市住・その他

- ①高齢者や障害のある人の仕事の確保と拡充を図ってください。
- ②希望する市民が入居できるように市営住宅を便利なところに増やしてください。緊急枠を確保してください。
- ③下水道使用料金の減免制度を低所得世帯にも適用できるように拡充してください。
- ④ゴミ袋を無料にしてください。当面、値下げしてください。
- ⑤生活保護費が2018年10月から、3年間で段階的に引き下げられますが、北九州市の施策で、影響が出る制度は何かを具体的に示してください。また、影響のする制度について市民の負担にならないよう具体策を講じてください。